

(整理番号 2515)

令和 7 年度第 2 回はん用機械器具等製造業専門部会 議事要旨

開催日時	令和 7 年 10 月 20 日 13 時 30 分 ~ 15 時 00 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
○ 主な審議事項 1 はん用機械器具等製造業最低賃金の改正審議について (1) 資料№ 3 : 昨年度の専門部会報告の別紙及び№ 4 : 昨年度の答申文の別紙のとおり、改正決定に関する項目として、1 から 6 の項目があることが確認された。そのうち、「4 の改正金額」については、当専門部会で審議する事項であり、また、「6 の効力発生日」については、前回の第 1 回合同専門部会において、使用者代表委員から審議を求める意見が出されたため、今年度、審議が必要な事項であることが確認された。それ以外の 1 ~ 3 及び 5 の項目については、昨年度と同様とすることが確認された。 (2) 労使双方から基本的な考え方が発表された。それを踏まえ、労使双方から改正金額及び効力発生日が提示され、労働者代表委員からは、90 円引上げの 1,133 円、効力発生は法定発効とすることが提示された。一方、使用者代表委員からは、30 円引上げの 1,073 円、効力発生は令和 8 年 2 月 2 日 (月) とすることが提示された。 (3) 労使委員による意見交換がなされ、その結果、相手側の金額と効力発生日に対する主張の内容について、持ち帰り検討し、次回の専門部会で発表することが確認された。 2 その他 次回第 3 回は、10 月 21 日 (火) 午前 9 時から、長野労働局 1 階会議室において開催することが確認された。 公開状況：傍聴者なし、報道機関なし			